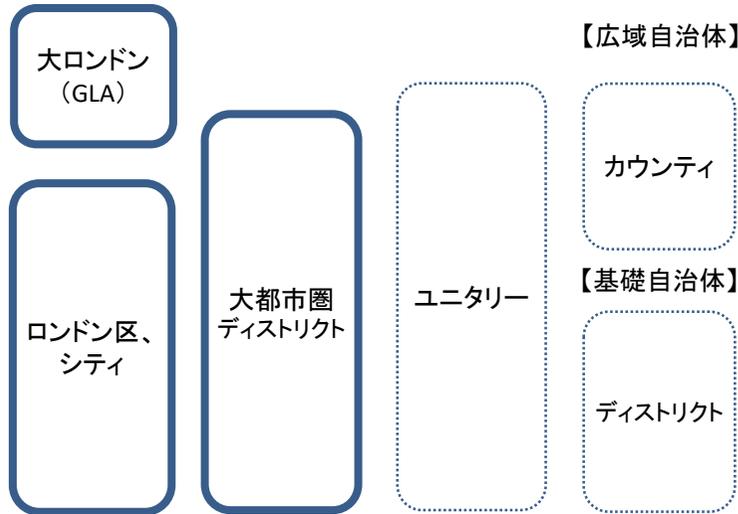


# 諸外国の大都市制度について (①英国 (イングランド))



ロンドン  
(圏域人口約896万人  
(2019年))

ロンドン以外の  
大都市圏(※1)

大都市圏以外

(※1) 主な大都市圏ディストリクトの人口と、それを含む各大都市圏全体(1986年まで広域自治体(大都市圏カウンティ)があった区域、現在は非自治体)の人口(2019)

- ・ニューカッスル市(約30万) (タイン・アンド・ウェア圏域 約114万)
- ・マンチェスター市(約55万) (グレーター・マンチェスター圏域 約283万)
- ・リバプール市(約49万人) (マージーサイド圏域 約142万)
- ・シェフィールド市(約58万) (サウス・ヨークシャー圏域 約140万)
- ・リーズ市(約80万) (ウェスト・ヨークシャー圏域 約233万)
- ・バーミンガム市(約114万) (ウェスト・ミッドランズ圏域 約292万)

## <ロンドン>

大ロンドン (GLA)	(経緯)1986年以降ロンドンにおいて存在しなかった広域自治体を2000年に企画調整・戦略策定に機能を限定して設立されたもの (事務)公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定 (組織)GLA本体(市長(直接公選)、議会(定数25(直接公選))、職員数600名程度)のほか、公共交通、警察、消防・緊急時計画について実務機関を持つ。
ロンドン区・シティ	(経緯)シティは英国最古の自治体、ロンドン区は1965年に大ロンドン区域に設けられた基礎自治体 (事務)GLA本体・実務機関で処理する分野以外の広域自治体・基礎自治体の事務

## <ロンドン以外の6つの大都市圏(※1、2、3)>

大都市圏ディストリクト	(経緯)ロンドン以外の6つの大都市圏において、1986年に広域自治体(大都市圏カウンティ)が廃止されてから一層制となった自治体 (事務)事務組合において処理している公共交通、廃棄物処理、警察、消防・救急以外の広域自治体・基礎自治体の事務
-------------	---

## <大都市圏以外(※3)>

ユニタリー	(経緯)非大都市圏において、カウンティ・ディストリクトの二層制であった地域のうち、国の認可を得て一層制に移行した自治体 (事務)事務組合において処理している警察、消防・救急(一部)以外の広域自治体・基礎自治体の事務
-------	--

カウンティ	(事務)広域自治体の事務(教育、道路、交通計画、公共交通、社会福祉、図書館、廃棄物処理、戦略的計画、消防・救急)
ディストリクト	(事務)基礎自治体の事務(住宅、レジャー・レクリエーション、環境・保健、廃棄物収集、計画申請、地方税)

(※2) グレーター・マンチェスターには、2011年から「グレーター・マンチェスター合同行政機構」(Greater Manchester Combined Authority)が設置され、重要な経済開発、地域再開発、交通施策の調整を実施している。10の大都市圏ディストリクトから各1名ずつ任命された計10人の地方議員により構成。その他の圏域でも、2014年にタイン・アンド・ウェア圏域、マージーサイド圏、サウス・ヨークシャー圏域、ウェスト・ヨークシャー圏域、2016年にウェスト・ミッドランズ圏域で合同行政機構が設置されている。

- (※3) 大ロンドン、シティを除く自治体の組織は、2000年地方自治法以降、以下のいずれかの形態を採用。
- ・「リーダーと内閣」制: 議会から選出されたリーダーが率いる内閣が政策決定を行う。
  - ・「直接公選首長と内閣」制: 直接公選の長と、議会又は長により選出された内閣が政策決定を行う。
  - ・「委員会」制: 議会が意思決定機関かつ執行機関である従来からの仕組み。

# 諸外国の大都市制度について (①英国 (ロンドンの例) )

	LCC存続時 (1888年～1965年)	GLC存続時 (1965年～1986年)	GLC廃止後・GLA設立前 (1986年～2000年)	GLA設立後 (2000年以降)
広域 自治体 等	<p><b>ロンドン県</b>(London County Council) (300km<sup>2</sup>、320万人(1961年))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会(定数126(1955～))</li> <li>・当初、消防、下水、排水、清掃、道路照明等</li> <li>・公営住宅、教育、計画、保健、福祉等を追加</li> <li>・警察は、GLAに移管されるまでは国直轄の首都警察の所管(シティには首都警察とは別に、独自の警察機構あり)</li> </ul>	<p><b>大ロンドン</b>(Greater London Council) (1,579km<sup>2</sup>、677万人(1987年))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会(定数92(1974年～)、職員約22,000名)</li> <li>・総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等</li> <li>・【内ロンドン(旧LCC)の区域のみ】教育(内ロンドン教育庁)、建築規制</li> </ul>	<p>&lt;広域的組織の例&gt;</p> <p>【政府任命機関】 ロンドン交通局、技術教育庁、首都警察局、ロンドン・ドックランズ(東部再開発地区)開発公社、ロンドン年金基金局、ロンドン芸術委員会等</p> <p>【ロンドン区の合同委員会】 ロンドン計画諮問委員会、ロンドン区補助金委員会、ロンドン消防・市民防災局、ロンドン駐車場委員会、ロンドン身障者交通委員会等</p>	<p><b>大ロンドン</b>(Greater London Authority) (1,579km<sup>2</sup>、約896万人(2019年))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会(定数25)、市長(直接公選)、職員約1000名</li> <li>・公共交通、地域計画・住宅政策、経済開発・都市計画、環境保全、警察、消防・緊急時計画、文化・メディア・スポーツ、保健衛生等に係る企画調整と戦略策定</li> <li>・GLA本体以外に、実務機関(ロンドン市長公安室、消防局、ロンドン交通局、オールドオーク・パークロイヤル開発公社)を持つ。</li> </ul>
基礎 自治体	<p><b>区</b>(Metropolitan Borough Councils)(28区)(1899年～)と<b>シティ</b>(City of London)(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会</li> <li>・公衆衛生、住宅、図書館、レクリエーション、課税徴収等</li> </ul>	<p><b>ロンドン区</b>(London Borough Councils)(32区)と<b>シティ</b>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会</li> <li>・区域内開発規制、地区公園、地方道路管理、廃棄物収集、課税徴収、出生・死亡届、墓地・火葬場、環境衛生、図書館、文化、スポーツ等</li> <li>・【外ロンドン(旧LCC区域外)の区のみ】教育、建築規制</li> </ul>	<p><b>ロンドン区</b>(32区)と<b>シティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会</li> <li>・左の事務に加え、GLCの事務のうち、公園、スポーツ、興行・演芸、司法事務、開発規制、公営住宅、道路等の事務が移譲</li> <li>・内ロンドン教育庁の廃止(1990年)により、内ロンドンの区にも教育事務を移譲</li> </ul>	<p><b>ロンドン区</b>(32区)と<b>シティ</b> (3～172km<sup>2</sup>、1万～40万人(2019年))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会(定数(区:45～70、シティ:125)、区によってはリーダーが内閣構成員を選任)、区長(名誉職又は直接公選職)</li> <li>・大ロンドン設置に伴い、区の合同委員会で行っていた消防の事務はGLAに移管。</li> </ul>

# 諸外国の大都市制度について (③ドイツ)

(連邦を構成する州)



都市州

ベルリン、  
ハンブルク、  
ブレーメン



郡独立市

ミュンヘン、ケルン  
フランクフルト等

【広域自治体】



クライス  
(郡)

【基礎自治体】



ゲマインデ  
(市町村)

(※)大都市の人口(2019)

<都市州>

- ・ベルリン市(州) 約366万
- ・ハンブルク市 約184万
- ・ブレーメン市(州) 約68万

<人口の多い郡独立市の例>

- ・ミュンヘン市 約148万
- ・ケルン市 約108万
- ・フランクフルト市 約76万

都市州	(位置付け) 基本法(憲法)前文に位置付けられた連邦を構成する州であり、州・郡・市の機能を併有(※1)。 (組織) 議会(直接公選)、参事会(行政機関)、長(州首相かつ市長、参事会の長)(※2) (区: 非自治体) ベルリン州に12区(直接公選の区議会と、区議会から選任される区長・参事による区参事会)、ハンブルク州に7区(直接公選の区議会と、区議会が推薦し市参事会が任命する区長)、ブレーメン市に22区(直接公選の区議会、別に17の区事務所)。
-----	---

郡独立市	(位置付け) 各州法に位置付けられ、郡・市の機能を併有(※3) (区: 非自治体) 州によっては設置可能(※4) (組織) 州により異なる(※5)
------	---

- (※1) ブレーメン州は他の2都市州と異なり、ブレーメン市とブレーマーハーフェン市の2市から構成されており、ブレーメン市は州と同一の組織であるが、ブレーマーハーフェン市は独自の市議会、市参事会を有する。  
(※2) ハンブルク州では、議会が長を選出し、長が第二市長等の参事を選任(議会の承認が必要)。ブレーメン州では、議会が全ての参事を選出し、それとは別に議会が長を選出。  
(※3) ザールラント州以外の各州に存在し、2019年現在で107市。独立市の定め方は、バイエルン州では市町村法上、人口5万以上の都市を郡独立市としている一方で、ザクセン＝アンハルト州は市町村法上で個別列挙しているなど、州により異なる。  
(※4) 例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では郡独立市に区の設置を義務付けており、デュッセルドルフ市には10区ある。直接公選の区議会を設置し、区長は区議会の中から選任。

一般制度の概要	
クライス(郡)	(位置付け) 広域自治体と、州の下級行政機関の性格を併有 (組織) 州により異なるが、通常は、郡議会(直接公選)、郡参事会(議会が選挙する参事・郡長)、郡長(州により、議会議長との兼任、参事会の長の兼任、行政長の兼任等の形態) (事務) 州により異なるが、道路建設、環境保護、警察、上下水道、廃棄物処理、公共交通、都市計画、初等中等教育、消防・救急、社会扶助、病院等
ゲマインデ(市町村)	(組織) 州により異なる(※5) (事務) 州により異なるが、戸籍、旅券、国勢調査、選挙、保健所、社会保険、建設計画、公営住宅、住宅手当、幼稚園、児童公園、電気・ガス・水道、文化・スポーツ等

(※5) ゲマインデの内部組織は、1990年代以降、直接公選首長制の導入が進み、以下のような4類型となっている。

(都市州は直接公選首長を導入していない例外的な州となっている。)

- ・直接公選の長が行政機関の長かつ議長 (バイエルン州等7州)
- ・直接公選の長が行政機関の長で、議長は別に選任される (ブランデンブルク州等5州)
- ・参事会が行政機関だが、直接公選の長も参事会の構成員となり、固有の権限を持つ。(他の参事は議会により選出されるが、必ずしも議員から全ての参事が選出されるとは限らない。)(ヘッセン州)
- ・議会において選出される議長が長を兼任 (小規模なゲマインデの一部では、直接公選首長を未導入)

# 諸外国の大都市制度について (③ドイツ (ハンブルクの例) )

	地区委員会(住民代表組織)制度存続時 (2006年10月まで)	地域委員会(区議会内委員会)制度導入後 (2006年10月以降)
広域・基礎自治体	<p><b>自由ハンザ都市ハンブルク(都市州)</b> (Freie und Hansestadt Hamburg (Stadtstaat)) (755km<sup>2</sup>, 189万人(2019))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会(市議会かつ州議会)(定数121)(直接公選)、参事会(市長が第二市長その他の参事を選任。議会の承認が必要)、市長(市参事会の議長でもあり、市議会が選出)</li> <li>・区で行う事務以外の全ての州・市の事務を実施</li> </ul>	同左
区等	<p><b>区</b> (Bezirk) (7区) (58~154km<sup>2</sup>, 13~44万人(2019)) (非自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会(定数:45~57名)(直接公選)、区長(区議会が推薦し、市参事会が任命)</li> <li>・総務委員会以外の委員会については、半分の議席に区内の一般住民を指名可能</li> <li>・住民登録、旅券、外国人登録、戸籍、低所得者・高齢者・障害者支援、住宅費補助、教育支援、都市開発規制、景観計画、市街地再開発、道路・緑地等維持管理、飲食店等営業許可、衛生管理、公害予防、立地企業支援、建築確認等を実施</li> </ul>	同左
	<p><b>地区委員会</b> (Ortsausschüsse) (任意設置の住民代表組織。区議会の意見を聴き、市参事会が設置を決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15名の委員を区議会の各会派の勢力に比例して配分。一般住民を任命。</li> </ul> <p><b>地区事務所</b> (Ortsamt) (22ヶ所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民利益にかなう場合に、区内の一部において、区の事務を、地区事務所を通じて実施。(実際には各区にくまなく設置)</li> </ul>	<p><b>地域委員会</b> (Regionalausschüsse)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口9万の地域ごとに設置できる区議会内の委員会</li> <li>・半分の議席に区内の一般住民を指名可能</li> <li>・専門委員会や特別委員会とは異なり、区議会から、審議のみならず決定も含めて付託を受けられる。</li> </ul> <p><b>市民センター</b> (Kundenzentren) (20か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政サービスセンター(他に社会サービスセンター、経済振興・建設・環境センターがある)の一種</li> <li>・区の事務のうち、住民登録、戸籍、旅券、運転免許証、犬の登録変更など、以前おおよそ地区事務所で行っていた事務を所管</li> </ul>